

建設リサイクル法の遵守について

令和6年4月

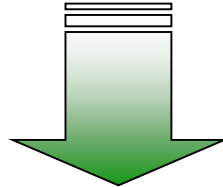
香川県土木部技術企画課

1. 建設リサイクル法の目的

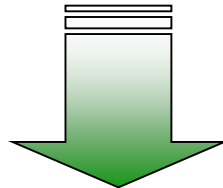
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

特定の建設資材について分別解体等及び再資源化等の実施

解体工事業者について登録制度を実施



資源の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理



生活環境の保全及び国民経済の健全な発展

1. 建設リサイクル法の目的

特定建設資材とは・・・

- ① その再資源化が資源の有効利用及び廃棄物の減量に大きく寄与するもの
- ② 再資源化技術が確立・普及しており、再資源化の経済性の面における制約が著しくないこと(義務付けが過度の負担にならない)

- コンクリート
- コンクリート及び鉄から成る建設資材(プレキャスト鉄筋コンクリート製品など)
- 木材(伐採材・伐根材、剪定枝葉等は建設資材ではないため該当しない)
- アスファルト・コンクリート

2. 建設リサイクル法の概要

(2) 対象建設工事(法第9条第1項、政令第2条)

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500㎡
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)	請負代金の額※ 1億円
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)	請負代金の額※ 500万円

※ 請負代金の額には消費税を含む。

解体工事: 建築物のうち、構造耐力上主要な部分の全部または一部を取壊す工事

新築工事: 更地に新たに建築物等を建てる工事

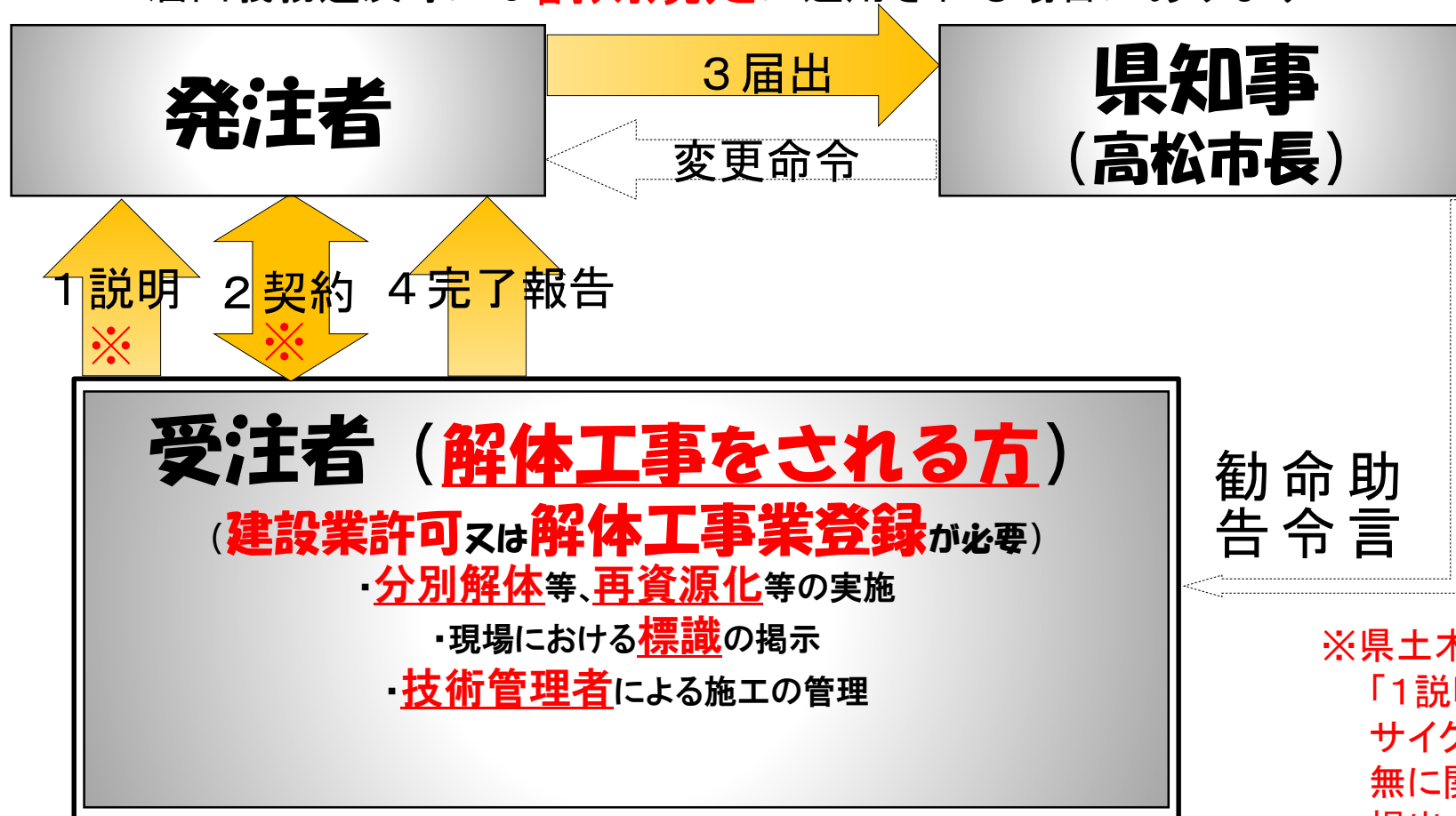
増築工事: 同一敷地内において、既存建築物等の床面積を増加させる工事

修繕・模様替等工事: 解体、新築、増築の工事に該当しないもの(建築物の一部を解体する工事であっても、構造耐力上主要な部分の解体を行わない工事については、修繕・模様替等工事として取り扱う)

2. 建設リサイクル法の概要

建設リサイクル法の手続きの流れ

届出義務違反等には**罰則規定**が適用される場合があります



※県土木部発注の工事については、
「1説明」及び「2契約」時に提出する建設リサイクル法に関する書類を、電子契約の有無に関わらず、R6年度から電子メール等で提出することが可能となります。

3. 建設リサイクル法とアスベスト

特定建設資材

- ・コンクリート
- ・コンクリート及び鉄から成る建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート製品など）
- ・木材（伐採材・伐根材、剪定枝葉等は建設資材ではないため該当しない）
- ・アスファルト・コンクリート

◆石綿含有建材は特定建設資材ではない。

⇒ 分別解体等・再資源化等の実施義務はないが・・・

分別解体等の施工方法に関する基準（施行規則第2条）

- 吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したものの有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行うこと。
- 付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずること。

3. 建設リサイクル法とフロン

フロン排出抑制法の対象となる機器

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの

- ・店舗用エアコン ・ビル用マルチエアコン
- ・業務用冷凍冷蔵庫
- ・冷凍冷蔵用ショーケース 等

建設・解体業者がやるべきこと

- ①解体する建物において業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、その結果を書面で発注者に説明。(その書面の写しを3年間保存)
- ②フロン類の回収を充填回収業者に依頼。(工事の発注者から充填回収業者へのフロン類引き渡しを受託した場合)
- ③フロン類が回収されていることを確認し、廃棄物・リサイクル業者に機器を引き渡す。

4. (参考)PCB(ポリ塩化ビフェニル)

【PCB(ポリ塩化ビフェニル)】

電気機器用の絶縁油に使用されていたが、人体や環境に影響を及ぼすことが判明し、昭和47年に製造禁止となった物質

(使用事例)

- ・昭和52年(1977年3月)以前に建てられた事業用建物(工場、ビル等)
- ・蛍光灯安定器 ・水銀灯安定器 等

建設・解体業者がやるべきこと

①解体しようとする建物において、以下のサイトに掲載される「PCBの確認方法」により、対象物の有無について確認を行う。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/pcb/kakunin.html>

②対象物が確認された場合は、各種手続きに基づき処分、管理を行う。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/junkan/pcb/skfog4170316155521.html>

【窓口】 香川県環境森林部循環型社会推進課

高松市環境局環境指導課(事業場が高松市内の場合)

届出別表(R3改正あり)

別表1

記載例 ※木造の場合

(A4)

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 30 年、棟数 1 棟 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input checked="" type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 1 m その他(住宅密集地)	
建築物に関する調査の結果及び工事実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他(隣地の使用必要)	隣地使用の承諾済、道路使用許
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 4 m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他(大型車通行不可)	交通整理員の常駐 2トントラックで搬出
	残存物品	<input checked="" type="checkbox"/> 有(エアコン) <input type="checkbox"/> 無	工事施工までに搬出する
	特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	他法令関係	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則) <input checked="" type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着(<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無 フロン(フロン排出抑制法) <input type="checkbox"/> 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 無	石綿含有整形板有 関係法令の届出済 石綿作業主任者を選任済
その他			

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他()		その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		<input checked="" type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()	
<input checked="" type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由(建築物の構造上、取り外しができないため)	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		40 トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	25 トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
	<input type="checkbox"/> アスファルト・コンク		トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	10 トン <input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建設リサイクル法に係る届出窓口一覧

香川県建設リサイクルホームページに掲載されている。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/gijutsukikaku/recycle/kensetsu.html>

香川県建設リサイクル法ホームページ

香川県建設リサイクルホームページ



建設工事の実施にあたっては『**分別**』と『**リサイクル**』が必要です。

平成14年5月30日から分別解体等及び再資源化等が義務づけられています。

令和3年4月1日から建設リサイクル法第10条に基づく届出書の様式が変わりました。

- [建設リサイクル法の概要](#)
- [指針の概要](#)
- [届出先等一覧表 \(PDF: 32KB\)](#)
- [関連リンク \(国土交通省\) \(外部サイトへリンク\)](#)
- [Q&A](#)
- [届出書の作成要領](#)
- [届出書・分別解体等計画書様式 \(ワード: 38KB\)](#)
- [届出書等変更様式 \(ワード: 61KB\)](#)
- [届出書・分別解体等計画書記載例 \(PDF: 200KB\)](#)

窓口一覧

①事前届出

○対象建設工事の施工場所や工事の種類(建築物の新築・解体工事、その他工事)により下記のとおり届出窓口が変わります。

施工場所	届出窓口	電話番号	
さぬき市 東かがわ市 木田郡	建築物の新築・解体	香川県 長尾土木事務所 2階 総務課 建築指導担当	0879-52-2588
	その他 土木等	香川県 長尾土木事務所 3階 道路課 建設リサイクル担当	0879-52-2584
高松市内	建築物の新築・解体	高松市役所 9階 都市整備局 建築指導課	087-839-2488
	その他 土木等	高松市役所 8階 財務部 契約監理課 技術検査室	087-839-2514
香川郡	建築物の新築・解体	香川県庁 東館7階 土木部 建築指導課	087-832-3612
	その他 土木等	香川県 高松土木事務所 4階 工事検査室	087-889-8909
小豆郡	建築物の新築・解体	香川県 小豆総合事務所 3階 用地管理課 建築指導担当	0879-62-1334
	その他 土木等	香川県 小豆総合事務所 3階 総務課 工事検査担当	0879-62-1333
丸亀市、坂出市 善通寺市 綾歌郡 仲多度郡	建築物の新築・解体	香川県 中讃土木事務所 1階 総務課 建築指導担当	0877-46-3183
	その他 土木等	香川県 中讃土木事務所 2階 道路第二課 建設リサイクル担当	0877-46-3182
観音寺市 三豊市	建築物の新築・解体	香川県 西讃土木事務所 2階 総務課 建築指導担当	0875-25-5261
	その他 土木等	香川県 西讃土木事務所 2階 道路課 建設リサイクル担当	0875-25-1002